



## 国民健康保険税のよくあるご質問

### 1. 国保に加入していないのに納税通知書が届きました。

#### ①世帯に加入者がいる世帯主

国民健康保険税は世帯主が納税義務者となります。世帯主が国民健康保険に加入していても、世帯員が加入していると世帯主に国民健康保険税が賦課されます。

どなたが加入しているのかは、納税通知書の個人別明細表をご覧ください。

#### ②他の保険への切替手続きが済んでいない。

国保以外の保険に加入した場合は、役場で国保から離脱する手続きが必要です。また、国民健康保険税の計算は月ごとに行う（月次更正）ため、手続きの時期によっては内容が反映される前の税額で納税通知書が届いている場合があります。そのような場合は、次回の月次更正で税額を変更した納税通知書を送付します。

#### ③過去の期間に係る税額

国民健康保険税は4月から翌3月の間に加入していた期間があれば、その期間に応じて月割りで賦課されます。納税通知書が届いた時点では既に国保から離脱していても、4、5月に加入していたときは、2か月分の国保税が賦課されます。

### 2. 昨年より税額が高くなった。

#### ①昨年中の所得が増えた

国保税には、前年中の所得金額に応じて計算する所得割があるため、一昨年に比べて昨年の所得が多くなれば税額が高くなる場合があります。

計算に用いる所得には、事業所得や年金といった総合課税所得のほか、土地・建物の譲渡益のような分離課税となる所得も含まれます。

#### ②加入者が増えた

国保に加入している方が増えた場合、その方の分の所得割や、一人当たりの金額である均等割が増額するため、税額が高くなります。

#### ③世帯に未申告者がいる

世帯の所得が少ない場合、均等割、平等割が軽減されますが、世帯内に所得のわからない方がいると、判定ができないため低所得による軽減の対象となりません。

収入が0であっても、町内の方から扶養されていない方は町税務課で住民税申告をしてください。

#### ④1回に納める金額が変わった

年間の税額は大きく変わっていても、年8回の納付書での納付から、年6回の年金天引き（特別徴収）に移行するなどの理由で、1回に納めていただく金額に差が出る場合があります。

### 3. 特別徴収（年金天引き）にするためにはどのような手続きが必要ですか？

手続きは必要ありません。

特別徴収は、徴収可能になれば自動的に開始されます。また、特別徴収が開始される際は、事前に町より通知書をお送りします。

### 4. 年金を受給しているのに、年金から引かれないのはなぜですか？

年金からの天引き（特別徴収）が可能な方は、特別徴収が基本ですが、次のような場合は特別徴収になりませんのでご注意ください。

- ・納税義務者である世帯主が国保被保険者でない方
  - ・世帯内に65歳未満の国保被保険者がいる方
  - ・世帯主が年度内に75歳になり、国保離脱する見込みの方
  - ・年金の種類が特別徴収の対象となっていない（老齢福祉年金など）
  - ・特別徴収対象となる年金の受給額が18万円未満の方
  - ・介護保険料と国保税の納付額が公的年金支払い額の2分の1を超える方
  - ・年金を担保に借入をしている方
- など

### 5. 年金からの特別徴収を止めることはできますか

これまで国民健康保険税の滞納が無い方は、口座振替で納付することを条件に、町税務課へ申請することで納付方法を変更することができます。

### 6. 納付や確定申告のため、個人の金額を知りたい。

それぞれの方の所得加入状況を元に、個人別の金額を按分して計算いたしますので、税務課町民税係までお問い合わせください。国民健康保険税は世帯ごとに計算するため、個人別金額はあくまで金額の目安であり、納付書を個人の金額ごとに分けることは出来ませんのでご了承ください。

なお、社会保険料控除は、所得税法の定めにより実際に負担した方の控除となることから、口座振替であれば口座名義人、年金からの特別徴収であれば年金受給者の控除となります。（詳しくは国税庁HPタックスアンサーをご参照ください）